

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行												
別表第1 <table><tr><th>名 称</th><th>区 域</th></tr><tr><td>東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>東京都市計画隅田川 沿川厩橋周辺地区地 区整備計画区域</td><td>令和5年墨田区告示第91号に定める 東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区 地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められた区域</td></tr></table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域	〔略〕	東京都市計画隅田川 沿川厩橋周辺地区地 区整備計画区域	令和5年墨田区告示第91号に定める 東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区 地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められた区域	別表第1 <table><tr><th>名 称</th><th>区 域</th></tr><tr><td>東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔新設〕</td></tr></table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域	〔略〕	〔新設〕	
名 称	区 域												
東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域	〔略〕												
東京都市計画隅田川 沿川厩橋周辺地区地 区整備計画区域	令和5年墨田区告示第91号に定める 東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区 地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められた区域												
名 称	区 域												
東京都市計画両国南 地区地区整備計画区 域 ～東京都市計画文花 二丁目南地区地区 整備計画区域	〔略〕												
〔新設〕													
別表第3 〔別紙のとおり〕	別表第3 〔別紙のとおり〕												

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案												現 行	
別表第 3 1 ～ 7 の 3 〔 略 〕 8 東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区整備計画区域												別表第 3 1 ～ 7 の 3 〔 略 〕 〔 新設 〕	
(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)		
建築しては ならない建 築物	(あ)の適 用除外 のもの	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 壁面の位 置の制限	(え)の適用 除外のも の	建築物の 高さの最 高限度	(か)の適用 除外のも の	建築物の 容積率の 最低限度	(く)の適 用除外 のもの	建築物の 容積率の 最高限度	(こ)の適 用除外 のもの	建築物の建 ぺい率の最 高限度		
風俗営業 等の規制及 び業務の適 正化等に関 する法律第 2条第1項 各号、第6 項各号、第 7項各号及 び第8項か ら第10項 までのい ずれかに該 当する営業 の用途に供 するもの		5,000平方メ ートル。 ただし、 公衆便所、 巡査派出所 その他これ らに類する 公益上必要 な建築物の 敷地として 使用する場合 においては、 この限りで ない。	東京都市 計画隅田 川沿川厩 橋周辺地 区地区計 画の計画 図3に示 す壁面の 位置の数 値	建築物等 及び建築 物の部分 のうち、 上空に設 けられる デッキ並 びに利用 者の快適 性及び安 全性を高 めるため の手すり 、ひさし その他こ れらに類 するもの	都市計画 法第8条 第1項第 4号に規 定する特 定街区が 定められ た区域内 の建築物 の高さの 最高限度 は、当該 特定街区 の都市計 画におい て定める。				都市計画 法第8条 第1項第 4号に規 定する特 定街区が 定められ た区域内 の建築物 の容積率 の最高限 度は、当 該特定街 区の都市 計画にお いて定め る。				